

浜松市発達総合福祉センター 指定管理者

令和 年 月 日

社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団

理事長 福田 哲巳 様

申請者 住所(所在地)

氏名(団体名称及び代表者名)

電話番号(連絡先)

浜松市発達医療総合福祉センターエ体育馆利用許可申請書

次のとおり浜松市発達医療総合福祉センターエ体育馆を利用したいので申請します。

なお、申請に当たっては、裏面記載の利用上の注意事項等を理解しました。

1 利用物件	浜松市発達医療 総合福祉センター	体育馆 ①全面 ②半面()		
2 利用目的	(1) 大会 (2) 体力づくり (3) 技術向上 (4) 機能訓練 (5) 式典 (6) その他()			
3 利用内容	(1) テニス (2) バレー (3) バスケット (4) バトミントン (5) 卓球 (6) その他()			
4 利用日時	月 日()	午前・午後	時 分	～午前・午後 時 分
5 利用人員	人	利用者内訳 障害児(者) 見学者	人 介助者	人
6 会場整理責任者	連絡先			
7 備考 (利用器具等)				

※ 裏面の利用上の注意事項等をお読みください。

受付 令和 年 月 日	起案 令和 年 月 日	決裁 令和 年 月 日	
センター 記入欄	上記申請に対し 許可します 許可しません 理由()	福祉センター所長 身障センター施設長 主任	担当
	利用料金 円		

(裏面)

※ 利用上の注意事項等

- 1 利用時には必ず許可証を提示してください。
- 2 利用する日時・場所は必ず守ってください。利用時間には、準備や片付けを含みます。
なお、許可を受けた者は、利用の権利を譲渡し又は転貸することはできません。
- 3 来館者の安全を確保するため、利用申請人数を超えないようにしてください。
- 4 事故が発生しないよう各団体で見守りをお願いします。
- 5 備品等のご利用に当たっては施設の職員、係員の指示に従ってください。
- 6 体育館ご利用の際は、室内用シューズを履いてください。
- 7 指定された場所以外での飲食はしないでください。センター敷地内は全て禁煙です。
- 8 危険物の持ち込み及び火気の使用はできません。
- 9 動植物の持ち込みはしないでください。ただし、身体障害者補助犬は除きます。
- 10 寄付金の募集または販売等の行為を行うことはできません。
- 11 他人に迷惑となる行為はしないでください。
- 12 施設等を破損し、又は汚損した場合には職員、係員に速やかにスタッフに申し出てください。
- 13 ご利用によって生じたごみ類は、利用者が持ち帰ってください。
- 14 ご利用を終了したときは、ご利用した館内施設を整理し片付けしてください。
- 15 やむを得ず利用内容を変更する場合は、すみやかに職員、係員に申し出てください。
- 16 体育館の事業運営上、又は管理上 特に必要があるときはそのご利用を変更、停止又は許可を取り消すことがあります。
- 17 利用者がこれらの注意事項等に違反し、若しくは管理者が管理上必要として禁止又は指示した事項に従わないときは、利用許可を取り消してご利用をお断りすることがあります。
- 18 ご利用の変更、停止、又は許可の取り消しにより利用者に損害等が発生した場合でも、当施設は一切の責任を負いません。
- 19 ご利用中に負傷した場合は、当施設の保険の適用はございません。一切の事故につきましては責任は負いかねますので、ご了承ください。
- 20 地震や火災等災害の発生時に備え、ご利用前に必ず非常灯・避難経路の確認をお願いします。
- 21 非常時には、避難誘導にご協力いただきますようお願いします。
- 22 AED(自動体外式除細動装置)は通路に設置しております。